

行財政経営・組織力強化プラン

(素案)

令和 8 年 月

和歌山県

1. 策定趣旨 ······ 1

2. 基本的な考え方と取組の方向性 ······ 2

(1) 人材育成・確保、職場環境の整備、官民連携を通じて組織力を高める ··· 3

①職員の能力を最大限に引き出し発揮させる仕組みや環境の構築 ······ 3

②社会の潮流や高度な行政課題に対応できる人材の確保 ······ 4

③適正な人員体制の構築 ······ 5

④官民連携をはじめとする多様な主体との協働の推進 ······ 5

(2) 限られた行財政資源を有効活用し、新たな行政需要への対応と持続可能な

行財政運営を両立する ······ 6

①財政構造の健全化 ······ 6

②公共施設等の適正管理による財政負担の抑制 ······ 9

③事業のスクラップ・アンド・ビルトの徹底と施策の重点化 ······ 11

④デジタル技術の活用と業務改革の推進 ······ 12

3. おわりに ······ 13

【資料1】一般会計に属する基金の状況 ······ 14

【資料2】特別会計・外郭団体等の現状と対策等 ······ 17

1. 策定趣旨

和歌山県では、2040 年に向けた将来像を掲げる「和歌山県総合計画」（以下「総合計画」という。）を令和 7 年 12 月に策定しました。本県は、人口減少や気候変動、デジタル化の進展などの中でも、多様性に富んだ豊かな社会を構築するため、「人口減少や気候変動に適応した、持続可能で心豊かな和歌山」と「個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山」の 2 つの将来像を掲げています。

これらの将来像を実現するためには、県政を安定的に運営できる、強固で柔軟な行財政基盤の確立が欠かせません。本県では、これまで数次にわたる行財政プランに基づき、簡素で効率的な体制の構築や財政状況の改善などに着実に取り組んできました。その流れを踏まえ、令和 4 年には、それまでの取組を継承・発展させた「新中期行財政経営プラン」（以下「前プラン」という。）を策定し、財政健全化と組織の効率化を一体的に推進してきました。

一方で、物価や金利の上昇など経済情勢の変化を受け、県財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。財政収支の見通しでは、将来にわたる構造的な収支不足が懸念されており、令和 5 年 2 月には「財政危機警報」を発出し、様々な対策を講じて、財源捻出に取り組んでいます。

また、生産年齢人口の減少や働き方の多様化、有効求人倍率の高水準での推移など、人材確保をめぐる環境変化も加速しています。行政課題が複雑化・多様化する一方、それに対応するための人材や財源は限られており、従来の仕組みや手法のままでは、行政サービスの質を維持・向上させることが難しくなっていることから、業務のあり方や組織体制を見直すことが求められています。

さらに、社会のデジタル化進展への適応、公共施設の老朽化、脱炭素社会への移行など、新たな課題への対応も求められています。こうした時代の変化や多様なリスクに対して、柔軟かつ持続的に対応できる行財政運営の仕組みへと転換していくことが必要です。

こうした認識のもと、本県では、将来にわたり持続可能な行財政運営を確保することを目的として、「行財政経営・組織力強化プラン」（以下「本プラン」という。）を策定します。本プランでは、組織力の向上を軸とした行財政基盤の強化を柱として、今後 5 年間（令和 8 年度～令和 12 年度）における行財政運営の基本的な考え方と取組の方向性を示します。

2. 基本的な考え方と取組の方向性

本プランでは、県が今後どのような考え方で行財政運営を進め、将来にわたり持続可能な行財政運営を確保していくのか、その基本的な考え方と取組の方向性を示します。その目的は、県民一人ひとりの幸せにつながる行政サービスを、将来にわたって安定的に提供し続けることにあります。そのためには、時代の変化を踏まえつつ、行政に求められる役割と、それを担う人材や組織の力との関係を適切に保つことが重要です。

こうした考え方のもと、本プランでは、今後5年間における行財政運営の取組の方向性を以下のとおりとします。

第1は、「人材育成・確保、職場環境の整備、官民連携を通じて組織力を高める」です。

職員の育成や確保を計画的に進めるとともに、一人ひとりが能力を発揮しやすい制度や環境を整えます。また、市町村、企業、大学、NPOなど多様な主体と協働できる体制を強化し、行政課題の複雑化・多様化に柔軟かつ機動的に対応できる組織づくりを進めます。

第2は、「限られた行財政資源を有効活用し、新たな行政需要への対応と持続可能な行財政運営を両立する」です。

財政リスクを的確に管理する体制のもと、公共施設等の適正管理や事業のスクラップ・アンド・ビルトの徹底、デジタル技術の活用と業務改革を一体的に進め、行財政資源の配分と活用の最適化を図ります。

こうした考え方と取組の方向性を職員全体で共有し、中長期的な視点で組織運営や業務のあり方を見直すことにより、総合計画で掲げた将来像の実現と行政サービスの安定的な提供を図り、県民一人ひとりの幸せにつながる行財政運営を着実に進めています。

（1）人材育成・確保、職場環境の整備、官民連携を通じて組織力を高める

総合計画で掲げる将来像を着実に実現していくためには、人員が限られる中でも、将来にわたり持続可能な行政運営を確保することが必要です。そのためには、職員一人ひとりが最大限の力を発揮できる体制を構築することが不可欠です。

加えて、社会の価値観や働き方が大きく変化し、行政に求められる役割が広がる中で、行政課題は複雑化・多様化しており、これらに機動的に対応できる組織運営への転換が求められています。近年の技術革新の進展も踏まえ、従来の発想にとらわれない働き方や組織運営へと見直していく必要があります。

こうした認識のもと、本プランでは、前プランにおける取組を継承・発展させた今後5年間の取組方針を次のとおり設定し、必要な取組を進めます。

①職員の能力を最大限に引き出し発揮させる仕組みや環境の構築

生産年齢人口の減少等により人材確保が一層困難となる中、県庁の組織力を維持・向上させていくためには、職員一人ひとりのパフォーマンスを高めることが一層重要となっています。限られた人員・時間の中でも行政課題に的確に対応できるよう、職員の育成に係る仕組みの構築や、能力を発揮しやすい職場環境の整備を進めていく必要があります。

このため、まず職員一人ひとりの資質・能力の向上を図るとともに、業務を通じて意欲や成長を引き出すための取組を進め、個々の力を着実に高めていきます。

その上で、個々の力を適切にまとめ、組織としての推進力を高められるよう、マネジメントの観点を踏まえた組織体制づくりを進めます。また、職員の役割分担や連携のあり方を整理し、育成と業務遂行が結び付いた形で組織運営を行える体制を目指します。

あわせて、多様なライフステージにある職員が柔軟に働き方を選択できるよう、働き方に関する制度の充実を図るほか、業務の特性に応じた最適なオフィス環境の整備などに取り組みます。

また、健康管理やメンタルヘルスに係る対策、ハラスメントのない職場づくり、カスタマーハラスメント対策などを通じて、安心して働く職場環境の整備にも取り組みます。

こうした取組を通じて、職員一人ひとりが最大限の力を発揮できる体制を整え、組織全体としてのパフォーマンスの向上につなげていきます。

②社会の潮流や高度な行政課題に対応できる人材の確保

将来にわたり行政課題に的確に対応するためには、その担い手となる人材を安定的に確保することが重要です。働く意義や成長機会、柔軟な働き方を重視するなど、社会の価値観が変化する中、従来の採用方法だけでは十分な人材を確保できない場面が増えていることから、採用や人材活用の仕組みの多様化を進めていく必要があります。

このため、県職員として働く意義や仕事の魅力が的確に伝わるよう、情報発信の充実を図ります。あわせて県職員の仕事を通じて得られるやりがいや成長の機会、働きやすさなどについても、分かりやすく発信していきます。また、人事部局と関係部局が連携し、各所属・職員の意見も取り入れながら、発信する内容や手法の充実・ブラッシュアップを図っていきます。

さらに、民間出身者など、多様な経歴を持つ人材についても、受入れや活用のあり方を工夫し、幅広い人材の参画を促します。

また、行政分野においても、これまで以上に高度な専門性が求められる場面が増えていることを踏まえ、DXの推進など、職員だけでは十分な対応が難しい分野については、外部の知見を積極的に取り入れます。そのため、副業・兼業や任期付採用など多様な手法を活用し、民間の専門人材の参画を通じて、知見の共有と組織の活性化につなげます。

こうした取組を通じて、将来にわたって県政を支える多様な人材を確保していきます。

③適正な人員体制の構築

育成・確保した人材を最大限に生かし、組織としての実行力を維持・向上させていくためには、適正な人員配置を行うことが重要です。

このため、施策の重点化や業務改革、業務の遂行状況等と連動させながら、人員を柔軟かつ的確に配置し、県庁組織としての対応力や実行力を有効に発揮できる体制を整えます。

また、一般行政及び公営企業等部門では、現行の職員数を基本としつつ、今後の行政需要の動向を踏まえ、必要に応じて外部の力も活用するなど、行政サービスを安定的に提供できる体制を整えます。

④官民連携をはじめとする多様な主体との協働の推進

総合計画で掲げる将来像を実現していくためには、県庁組織の力だけではなく、多様な主体と連携・協働し、それぞれの強みを生かしながら取り組むことが重要です。特に教育、交通、防災、福祉、環境など地域や民間が主体的に担える分野については、その力を生かす体制を整えていく必要があります。

このため、県は、広域的な視点や専門性を生かしながら、市町村や民間事業者などとの連携をより身近で実践的なものとし、意見交換や情報共有を重ねていきます。

また、民間ノウハウを活用し、低廉かつ良質な公共サービスの提供を図るため、PPP／PFI等の多様な官民連携手法の活用も進めます。

こうした取組を通じて、官民連携をはじめとする多様な主体との協働を進め、それぞれの強みを生かしながら、柔軟で実効性のある課題解決につなげていきます。

(2) 限られた行財政資源を有効活用し、新たな行政需要への対応と持続可能な行財政運営を両立する

人口減少・超少子高齢化や物価・金利・賃金の上昇などにより、県財政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、公債費や社会保障関係経費の増嵩、老朽化した施設やインフラの維持修繕、医療提供体制の確保など、今後も行政需要の増加が見込まれます。こうした状況のもとでも、総合計画に基づく将来を見据えた取組を着実に進めていくためには、強固な行財政基盤の構築が不可欠です。

このため、前プランを踏まえつつ、財政構造の健全化や社会情勢・人口動向を踏まえた公共施設の適正管理を図るとともに、事業のスクラップ・アンド・ビルトと施策の重点化を徹底し、新たな行政需要への対応と健全で持続可能な財政運営の両立を目指して、今後5年間の取組方針を次のとおり設定します。

なお、本方針に基づく各年度の具体的な取組については、毎年度発出する当初予算編成に係る方針等において示すこととします。

①財政構造の健全化

県財政を将来にわたり安定的に運営していくためには、施策の実施に必要な財源の確保と、突発的な財政需要への対応を見据えた基金の適切な活用・積立を着実に実現し、持続可能な財政構造を確立することが不可欠です。

このため、政策効果やKPIの達成状況を踏まえた事業の見直し等歳出面での取組に加え、国庫補助金や交付税措置率の高い有利な地方債を有効に活用するとともに、企業版ふるさと納税のさらなる活用や県有施設のネーミングライツの推進などの新たな歳入確保策にも積極的に取り組み、多様な手法を組み合わせることで、限られた財源の中でも持続的に行政サービスを提供できる歳入基盤の確保を図ります。

また、財政運営の安定性を確保する観点から、財政調整基金と県債管理基金（以下「財調・県債基金」という。）の残高については、財政状況に応じた適切な水準の維持が重要になります。本県ではこれまで、財政運営の健全性を示す代表的な指標として、行財政プランにおいて数値目標を設定し、その確保に努めてきました。

一方で、県長期総合計画の策定とあわせて「中期行財政経営プラン」（平成29年3月）において財調・県債基金残高150億円の維持目標を掲げて以降、

県の標準財政規模や物価水準など、財政を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を踏まえ、現下の財政状況や社会経済情勢を考慮し、本プランでは以下の方針を設定します。

■ 財調・県債基金残高目標の設定

本県では、経済情勢の急変による歳入不足や大規模災害など、複合的なリスクに対応できる水準としての財調・県債基金残高を目標として設定してきました。本プランでは、従来の 150 億円という固定的な目標を見直し、①平常時でも最低限確保すべき下限として 110 億円、②さらなるリスク対応を見据えた備えとして 180 億円の 2 つの基準を設けます。

110 億円は、景気の急変時等にも県財政の安定性を維持するために不可欠な水準であり、大規模災害等の突発的な財政需要への備えとしても機能する規模でもあることから、これを下回らないことを基本とします。一方で 180 億円は、景気の急変時等による突然の歳入不足と大規模災害等の突発的な財政需要が同一年度内に発生した場合にも対応可能な、より安定した財政運営を行う上で望ましい水準として設定するものです。

これら 2 つの基準により、総合計画に基づく新たな財政需要に対応しつつ、財政健全性を確保するための現実的で実効性のある基金管理を行います。

また、特定目的基金については、その設置目的を踏まえ、残高が活用見込みに対して過度に多額となっていないかを検証しました。

(資料 1 「一般会計に属する基金の状況」)

■ 収支見通しに基づく計画的な財政運営

令和 5 年度当初予算編成時に行った将来推計では、財調・県債基金の枯渇と県債残高・公債費負担の急増が同時に迫ることが想定され、その状況を放置すれば毎年度の予算編成が困難となることが見込まれたことから、令和 5 年 2 月に「財政危機警報」を発出しました。以降、令和 5 年度を「財政見直し元年」と位置付け、基金の活用や借換債の発行抑制、制度改正や予算編成プロセスの見直しなどにより、財政負担の軽減と財源確保に取り組んできました。

本プラン期間においては、財政構造の健全化に向けさらなる取組を推進するとともに、県財政の現状を的確に把握し、将来を見据えた適切な判断を行うため、毎年度、当初予算編成と並行して今後 10 年間の収支見通しを推計し、その結果を当初予算の発表にあわせて公表します。

また、当該推計において財調・県債基金や県債の残高、財政健全化判断指標についても推計を行い、健全で計画的な財政運営を図ります。

その上で、財政危機警報については、実質公債費比率及び将来負担比率を含む財政健全化判断指標が早期健全化基準を下回っていることを前提に、以下の基準を設け、財政収支推計の結果や社会経済情勢の動向を踏まえつつ、財政構造の健全化の進捗に応じて段階的にその緩和・解除について判断していきます。

[財政危機警報から財政危機注意報への緩和]

当初予算編成時点において、下記3つの要素をすべて充足する場合

- (1) 次年度末財調・県債基金残高見込みが110億円以上
- (2) 5年推計において年度末財調・県債基金残高が枯済しない見通し
- (3) 5年推計において実質公債費比率及び将来負担比率がいずれも減少傾向

[財政危機警報（注意報）の解除]

上記の充足に加え、5年推計の最終年度末財調・県債基金残高が110億円以上となる見通し

なお、財政危機警報の緩和・解除後の再度の発出等運用については、将来の社会経済情勢や本県の財政状況の変化に柔軟に対応できるよう、本プランには基準等を明記せず、健全な財政運営を念頭に慎重かつ適切に判断していきます。

さらに、基金残高の減少や公債費の増加など、財政危機警報の発出要因となった構造的な課題を踏まえると、健全で持続可能な財政運営の実現には一般会計以外の状況も含めた総合的な視点が不可欠です。このため、すべての特別会計・外郭団体等について現状を検証し、必要な対策を整理しました。

(資料2 「特別会計・外郭団体等の現状と対策等」)

今後も定期的なモニタリングや経営改善指導等を継続し、一般会計への悪影響を未然に防ぐ体制を維持していきます。

②公共施設等の適正管理による財政負担の抑制

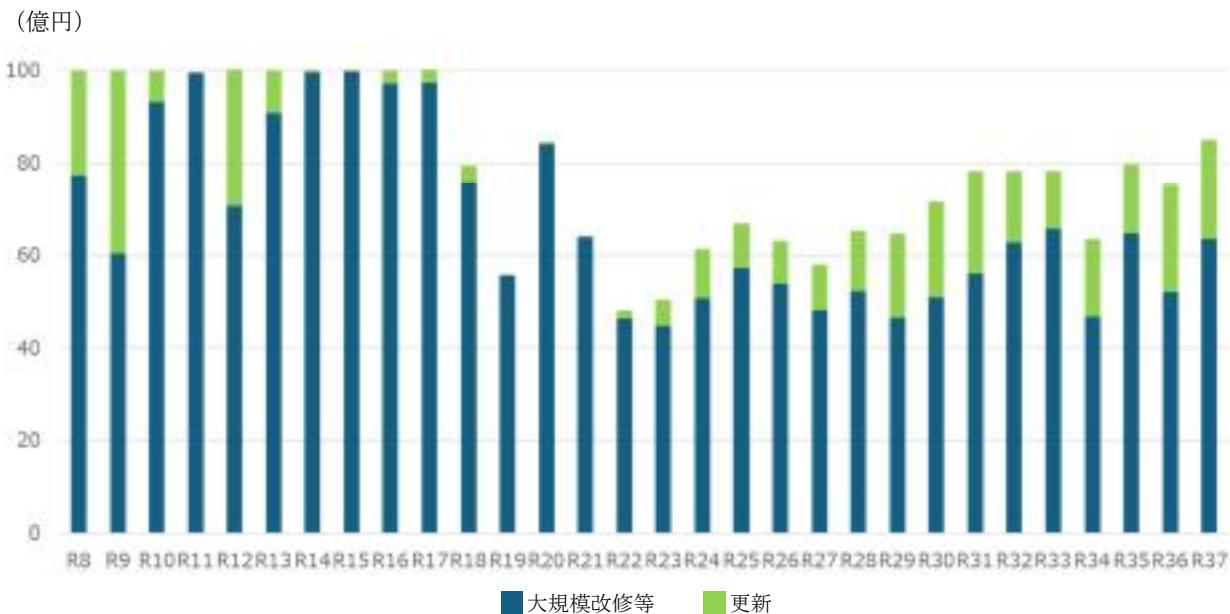
高度経済成長期に整備された公共建築物や道路・橋梁などのインフラ施設については、これまで長寿命化対策を推進してきましたが、近い将来、大規模改修や更新のために多額の財政需要が発生することが見込まれます。こうした状況を踏まえ、人口減少社会にふさわしい適正な規模や機能を見通し、財政負担の軽減・平準化を図りながら、県民に必要な行政サービスを安定的に提供できる体制を確保することが重要です。

このため、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、令和3年3月までに各施設の個別施設計画を策定した上で、令和4年3月及び令和8年3月には公共施設等総合管理計画を改訂しました。これらの計画に基づき、引き続き計画的な維持管理・大規模改修等・更新を推進するとともに、社会情勢や将来の人口動向を踏まえた県有施設等の必要性の再検証を行い、将来予定される大規模事業も含め、廃止や統合も視野に入れつつ施設の在り方を検討します。特に公共建築物については、安全性を確保しつつ、大規模改修等・更新経費が単年度100億円を超えないことを目標に、財政負担の抑制に取り組みます。

さらに、遊休資産の活用・売却やネーミングライツの推進など、多角的な財源確保策にも積極的に取り組むとともに、PPP／PFI等を通じて民間の資金やノウハウも活用し、公共施設管理と財政運営の一体的な最適化を進めます。

今後も必要な改修や不断の点検、計画的な整備について、関係団体と協力しながら着実に推進します。

【公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み】



〔大規模改修等・更新経費の試算方法〕

- 1 対象施設
県有施設（行政財産）で延床面積 200 m²以上の建築物及び延床面積 200 m²未満かつ人的利用頻度が高い建築物
- 2 大規模改修等
 - (1) 大規模改修
建築後、40 年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は、30 年及び 60 年の 2 回）で実施
 - (2) 部位更新
予防保全と事後保全に分類し、計画的かつ効率的に実施
 - (3) 修繕
日常修繕として実施
- 3 更新（建替）
建築後、75 年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は 90 年）で実施
- 4 試算方法
 - (1) 大規模改修等費用
「令和 5 年版 建築物のライフサイクルコスト」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、一般財団法人建築保全センター編集・発行）に基づき算出
 - (2) 更新費用
平成 28 年度の総務省調査による実績 m²単価に基づき独自算出（令和 6 年）

公共建築物の種別	更新時単価
行政、文化、社会教育系施設	55 万円／m ²
スポーツ・レクリエーション、保健福祉系施設	49 万円／m ²
学校教育系施設	45 万円／m ²
公営住宅	39 万円／m ²

③事業のスクラップ・アンド・ビルトの徹底と施策の重点化

限られた財源や人員の中で新たな行政課題に的確に対応していくためには、既存事業を不断に見直し、優先度の低い事業については廃止・縮小するなど、「減らす」ことによって財源や人員を確保し、その上で重点分野へ再配分するという考え方を原則とする必要があります。

このため、総合計画で掲げた目標の達成状況や行政需要の動向を踏まえつつ、毎年度、全序的な行政事業レビュー（仮称）を実施し、事業の必要性や効果を検証します。その結果を踏まえ、優先度の低い事業や効果が十分でない事業の廃止・縮小、類似事業の整理統合などを進めるとともに、生み出した行財政資源を活用し、重点施策の検討プロセス等を通じて、新たな施策の創出や既存施策の再構築を行います。

こうした取組を通じて、事業の見直しと施策の重点化を一体的に進め、行財政資源を重点分野へ再配分することで、新たな行政需要に対応できる体制の構築につなげていきます。

④デジタル技術の活用と業務改革の推進

行政サービスや組織運営の質を将来にわたり安定的に維持・向上していくためには、社会環境や行政需要の変化に対応しつつ、従来の業務のあり方にとらわれない柔軟な見直しが不可欠です。近年のデジタル化の急速な進展は、単なる業務の効率化にとどまらず、業務のあり方を抜本的に再構築することを可能にしています。

このため、デジタルツールの活用や府内システムの統合的な見直し、システム間のデータ連携の強化とあわせて、これらを前提とした既存業務の再構築に取り組みます。これにより、定型業務の省力化や重複作業の削減のほか、生成AIなどの新技術の活用により、企画立案業務の質の向上を図るなど、業務全体の最適化を進めています。

これらの取組を通じて、職員一人ひとりが行政として求められる業務に力を発揮できる環境を整え、組織全体としての業務遂行力を高め、限られた人員の中でも変化に柔軟かつ的確に対応できる、持続可能な組織運営の実現につなげていきます。

3. おわりに

総合計画で掲げる将来像を実現するとともに、将来にわたり持続可能な行財政運営を確保するため、令和8年度から令和12年度までに実施すべき行財政運営の基本的な考え方と取組の方向性を定めた本プランを策定しました。

本県を取り巻く経済社会情勢が常に変化していることを踏まえ、本プランについては、想定していない状況や著しい変化が生じた場合には、更なる取組を検討するなど、臨機応変に見直していきます。

【資料1】一般会計に属する基金の状況

〔ポイント〕

- ・各基金の残高が活用見込みに対して過度に多額となっていないかについて検証を行う。

各基金は年度を超えて特定の事業等に充てるために保有しているものです。一般会計に属する基金については、「(1) 経常的に設置されている基金」と「(2) 臨時特例的に設置されている基金」に分類することができるため、以下、この分類に沿って記述しています。

(1) 経常的に設置されている基金

一般会計に属する基金としては、24の基金が経常的に設置されています。各基金の令和6年度末における残高、基金造成の主たる原資及び基金の設置目的・使途は次表のとおりです。

【経常的に設置されている基金（24基金）一覧】

(単位：百万円)

名称	基金残高 (R6年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途
福祉対策等基金	10,109	超過課税※1・一般財源・寄附金	福祉施策等の充実を図るための医療費助成等の財源
文化振興基金	—	一般財源・寄附金	文化の振興を図るための財源
地域振興基金	1,181	一般財源	地域の振興を図るために市町村と共同して行う施設整備等の財源
県庁舎及び議会棟等整備基金	1,614	一般財源	和歌山県庁舎及び議会棟等の整備の財源
研究開発推進基金	79	一般財源	県試験研究機関及び県内中小企業等の研究活動の財源
自然保護基金	165	一般財源	自然環境保護を図るために必要な土地の買取り等の財源
子どもの交通安全基金	5	寄附金	児童の交通災害の防止のための施設整備等の財源
災害救助基金	345	一般財源	災害救助法に基づく災害救助物資の備蓄等の財源
愛の基金	96	寄附金	社会福祉のための財源
介護保険財政安定化基金	1,502	国庫支出金・一般財源・負担金	市町村介護保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資
地域医療介護総合確保基金	3,972	国庫支出金・一般財源	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための財源
後期高齢者医療財政安定化基金	2,353	国庫支出金・一般財源・負担金	後期高齢者医療の保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資
産業開発基金	4,341	一般財源	企業誘致を促進するための誘致企業に対する助成等の財源
中核産業人材確保強化基金	—	一般財源・寄附金	学生等の県内企業への就職を支援し、中核となる県内産業を担う人材確保のための財源

※1：一部の法人を対象に法人県民税（法人税割）を0.8%上乗せ

(単位：百万円)

名称	基金残高 (R6年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途
中山間ふるさと・水と土保全基金	955	国庫支出金・一般財源	中山間地域における農地・農業施設の保全活動や地域住民活動等の推進のための財源
森林整備担い手基金	417	一般財源	森林整備の担い手対策を推進し、林業労働環境の充実を図るための財源
森林整備地域活動支援基金	207	国庫支出金	森林整備等を推進するための財源
紀の国森づくり基金	347	超過課税※2	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るための森林関係事業の財源
森林環境譲与税活用基金	44	地方譲与税	森林整備及びその促進に関する施策実施の財源
ふるさと和歌山応援基金	391	寄附金	元気なふるさと和歌山を創造するために実施する事業に要する経費の財源
青少年文庫基金	33	寄附金	青少年文庫を設けるための財源
地域環境保全基金	1,064	国庫支出金・一般財源・寄附金	地域環境の保全に関する知識の普及や施設整備等を行うための財源
スポーツ振興基金	—	寄附金・命名権料	県民のスポーツ振興、スポーツ施設の整備を図るための財源
退職手当基金	959	一般財源	定年の段階的な引上げに伴い、各年度で必要となる退職手当の支給に充てるための財源

※2：個人県民税（均等割）について500円、法人県民税（均等割）について5%をそれぞれ上乗せ

これら 24 の基金について、残高が活用見込みに対して過度に多額となつていなか、それぞれの基金の設置目的や積立原資、予定される使途・事業から検証を行ったところ、

- ① 法令等に基づき、一定の額を積み立てておく必要がある基金（例：災害救助基金）
- ② 国庫支出金等を原資として、得られた利子収入等を、設置目的に沿った事業に活用する基金（例：中山間ふるさと・水と土保全基金）
- ③ 法令等に基づいて得られた収入や寄附金等を積み立て、設置目的に沿った事業に活用する基金（例：紀の国森づくり基金）
- ④ 将来的な需要を見込んで任意の積立てを行い、設置目的に沿った事業に活用する基金（例：地域医療介護総合確保基金）
- ⑤ ①から④を複数組み合わせた基金（例：福祉対策等基金）のいずれかであり、残高はそれぞれ適切な範囲にありました。

(2) 臨時特例的に設置されている基金

国庫支出金を原資に設置された基金で令和8年度以降も事業の財源として活用される3基金と、令和4年度2月補正において決算剰余金を原資に令和8年度までの臨時の対策として造成した公債費臨時対策基金について、令

和6年度末における残高、基金造成の主たる原資、基金の設置目的・使途及び事業期限（予定）を次表に示しています。

【臨時特例的に設置されている基金（4基金）一覧】

(単位：百万円)

名称	基金残高 (R6年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途	事業期限 (予定)
子育て支援対策臨時特例基金	268	国庫支出金	こどもを安心して育てることができる体制の整備のための財源	令和11年度末
農業構造改革支援基金	219	国庫支出金	農用地の集団化、効率化及び高度化等を図るとともに農業構造の改革を進めるための財源	令和8年度末
公立学校情報機器整備基金	1,458	国庫支出金	公立学校における情報機器の整備のための財源	令和11年6月末
公債費臨時対策基金	4,409	一般財源	県債の償還金の増加に伴う負担を軽減するための財源	令和8年度末

これらの基金のうち、国庫支出金を原資に設置された3基金については、國の方針等を受け、定められた使途により事業を実施するためのものであることから、事業期限内に効果的に事業を行い有効に活用することとします。

また、公債費臨時対策基金については、令和8年度までの間において増加する県債の償還金（公債費）の財源に充てることとされていることから、公債費の見通しや財政状況を勘案しながら、今後の基金の存続について検討することとします。

【資料2】特別会計・外郭団体等の現状と対策等

特別会計及び外郭団体等については、これまでも、その健全性と一般会計に与える影響等について検証を行い、対策を検討してきました。

本プランを策定するにあたっても、引き続き、取組期間中に悪影響を及ぼす要因等について総合的に検証し、対策等を盛り込んでいます。

1 特別会計について

[ポイント] 一般会計からの繰入金割合が高いもの、県債残高が多額に上るものについて検討を行う。

対象となる特別会計は、次のとおり。

○公営企業会計

- ・県営港湾施設管理特別会計
- ・県立こころの医療センター事業会計
- ・工業用水道事業会計
- ・土地造成事業会計
- ・流域下水道事業会計

○貸付事業会計

- ・中小企業振興資金特別会計
- ・母子父子寡婦福祉資金特別会計

○その他の会計

- ・用地取得事業特別会計
- ・公債管理特別会計

県が設置している特別会計は、

- (1) 県が行う公営企業を経理する会計（以下「公営企業会計」という。）
- (2) 県が行う貸付事業を経理する会計（以下「貸付事業会計」という。）
- (3) その他の特定の収支を他と区分して経理する会計（以下「その他の会計」という。）

に分類することができるため、以下、この分類に沿って記述していきます。

(1) 公営企業会計

公営企業会計に分類されるものは、5会計があり、各会計の名称と令和6年度決算における主要な財政指標は下表のとおりです。

なお、企業会計を導入していない会計（1会計）と導入している会計（4会計）では、用いるべき財政指標が異なることから、表を分けて示します。

公営企業会計については、当該企業の経費は原則として当該企業の経営に

伴う収入をもってこれに充てるという独立採算の原則（地方財政法第6条）が定められています。

いずれの会計とも、一般会計からの繰入金の歳入（又は総収益）に占める割合が高い会計または県債残高が多額に上っている会計に該当するため、次のとおり対処することとします。

【企業会計を導入していない公営企業会計の財政状況（令和6年度決算）】

(単位：百万円)

名称	歳入	歳出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考) 一般会計から の繰入金 (令和7年度決算見込み)
県営港湾施設管理特別会計	619	508	71	306	—	—

※「実質収支」とは、歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度への繰越事業に係る財源を差し引いた額であり当該年度の実質的な収支を表すものである。

【企業会計を導入している公営企業会計の財政状況（令和6年度決算）】

(単位：百万円)

名称	総収益	総費用	不良 債務	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考) 一般会計から の繰入金 (令和7年度決算見込み)
県立こころの医療センター事業会計	2,822	3,719	—	2,820	1,151	1,301
工業用水道事業会計	1,317	1,264	—	1,123	—	—
土地造成事業会計	511	478	—	2,547	157	157
流域下水道事業会計	3,827	3,796	466	7,257	775	940

※「不良債務」とは、一時借入金などの流動負債が現金などの流動資産を超えた場合のその超過額であり、その会計の資金繰りの状況を示すものである。

① 県営港湾施設管理特別会計

【現状】

県営港湾施設管理特別会計は、海上輸送による流通の促進等を図るために、県債等によりふ頭用地、上屋等の港湾施設の整備を行い、港湾利用者からの港湾施設使用料をもって県債の償還を行うために設けられています。

県債の償還額が減少したことから、令和2年度以降一般会計からの繰入れは行っていません。

【対策】

引き続き管理経費の節減に努めるとともに、施設の老朽化対策や更新・改良を計画的に行い、物流や地域の賑わい創出の拠点として魅力ある港づくりを進めることで、安定した歳入確保と港湾の利用促進に努めていきます。

② 県立こころの医療センター事業会計

【現状】

県立こころの医療センター事業会計は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県に設置が義務付けられている精神科病院を運営す

る病院事業を経理するものです。

県立こころの医療センター事業会計においては、救急医療の確保に要する経費や病院建設に伴い借り入れた県債の償還金等について、一般会計からの繰入れが行われています。(令和6年度決算：約12億円)

なお、患者の早期地域移行の観点からの入院患者の減少により医業収益が減少したことに伴い、令和6年度の一般会計からの繰入金は、令和2年度に比べ約8千万円増加しています。

【対策】

患者の早期地域移行により今後も入院収益の減少が見込まれるため、病棟閉鎖等による経費削減を目指すとともに、専門治療の充実などにより病院機能を強化し、令和6年度包括外部監査の指摘・意見も踏まえつつ効率的な病院運営を図ることで、一般会計からの繰入金の縮減に努めます。

③ 工業用水道事業会計

【現状】

工業用水道事業会計は、工業生産等に必要な工業用水の安定的かつ低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与することを目的とした工業用水道事業を経理するものです。

紀の川第2工業用水道事業において、令和3年度から実施している取水施設更新工事に伴い県債残高が増加していますが、使用料により償還を行うため、一般会計からの繰入れは行っていません。

【対策】

引き続き、安定経営に努めるとともに、工業用水道施設の耐震化・老朽化対策を計画的に行い、工業用水の安定的かつ低廉な供給を図ります。

④ 土地造成事業会計

【現状】

土地造成事業会計は、工業用地等の造成を行うことにより企業を誘致し、地域の活性化を促進する土地造成事業を経理するものです。この事業による造成地には石油精製や木材関係の事業者などが進出しており、本県産業の発展に重要な役割を担ってきました。

用地の売却や事業用定期借地権制度の活用により県債残高の縮減を図っており、令和6年度末の県債残高は約25億円と、令和2年度末残高より約12億円減少しました。

【対策】

今後とも企業誘致を積極的に推進し、用地の売却を進めるとともに、事業用定期借地権制度を活用した賃貸収入により、県債残高の縮減を図っていきます。

なお、地価下落に伴う評価損が発生していることから、将来の資金不足の発生に備えて、令和 10 年度までの間、一般会計からの計画的な繰入れを行うことで、健全経営の実現に努めます。

⑤ 流域下水道事業会計

【現状】

流域下水道事業会計は、伊都地域と那賀地域において県が市町に代わり広域的に行う下水道事業を経理するものであり、施設整備に係る県の実負担額と施設の維持管理費は、汚水の量に応じて市町から徴収する負担金で回収することとしています。

現在、伊都地域は老朽化が進みつつある施設の更新等を計画的に行うためのストックマネジメント計画に基づく改築工事、那賀地域は流入水量の増加に伴う施設の増設を行っています。

市町が実施する管渠の整備に伴い下水道利用者が増加し、下水道事業が軌道に乗ってからは、市町から徴収する負担金で県債の償還を行うとともに、過去の一般会計からの繰入金を一般会計へ返還する計画となっています。

令和 2 年度に比べ、令和 6 年度の県債残高は約 19 億円減少していますが、市町からの負担金で維持管理費等をまかなえず、県が市町に対して立て替えている金額は令和 2 年度の約 60 億円から令和 6 年度の約 70 億円に増加しています。

【対策】

令和元年度に導入した公営企業会計及び令和 7 年度に策定した和歌山県流域下水道事業経営戦略を基に、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいます。

これにより、令和 12 年度には県債残高は約 45 億円まで、一般会計からの繰入金は約 8 億円まで、それぞれ減少する見込みです。

今後も、令和 5 年度包括外部監査の指摘・意見も踏まえつつ、下水道事業に係る経費のより一層の節減を図るとともに、関係市町と連携した下水道の接続率向上を進め、中長期的な視点に立った負担金の見直し等により、県債の計画的な償還と県立替金の解消に向けて取り組んでいきます。

(2) 貸付事業会計

貸付事業会計に分類されるものは、5会計あり、各会計の名称と令和6年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

5会計いずれも実質収支は黒字または均衡しており、現時点において特段の問題は認められません。

このうち、県債残高が多額に上っている中小企業振興資金特別会計及び母子父子寡婦福祉資金特別会計については、次のとおり対処していきます。

【特別会計の財政状況（令和6年度決算）】							(単位：百万円)
名称	歳入	歳出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備考	
農林水産振興資金特別会計	749	70	678	19	—		
中小企業振興資金特別会計	528	321	207	2,457	—	未収金41億円	
母子父子寡婦福祉資金特別会計	256	112	144	633	5		
修学奨励金特別会計	231	187	43	—	—		
市町村振興資金特別会計	3,519	229	3,290	—	—		

① 中小企業振興資金特別会計

【現状】

中小企業振興資金特別会計は、中小企業等に対する資金の貸付金の管理を行う会計であり、県債残高が多額となっていますが、令和2年度決算よりも約12億円減少しています。この県債は中小企業等への貸付金の原資として中小企業基盤整備機構等から借り受けた債務であり、その償還には中小企業等からの返済金が充てされることから、原則として一般会計からの更なる支出を要するものではありません。

他方、同会計の未収金残高も約41億円と依然多額ではありますが、令和2年度決算よりも約26億円減少しています。

【対策】

未収金の債権管理については、中小企業基盤整備機構が定めた「都道府県の債権管理に関する対応方針」に従い、延滞債権を貸付先の経営状況や見通しを踏まえ、「回収処理を進めていく先」と「事業再生を支援していく先」とに分類し、債権整理を進めています。さらに、事業継続や再生の困難な中小企業等に対する中小企業等資産の任意売却指導の実施や、償還に誠意の見られない中小企業等に対する法的処分の実施など、今後も、適切な債権管理に努め、県債残高及び未収金残高の縮減を図っていきます。

② 母子父子寡婦福祉資金特別会計

【現状】

母子父子寡婦福祉資金特別会計は、母子家庭、父子家庭、寡婦及び父母のない児童の経済的自立の助成等のための資金の貸付金の管理を行う会計であり、一般会計からの繰入金、国からの借入金、借受人からの償還金等を貸付原資として繰り返し使用する仕組みとなっています。

近年は償還額が貸付額をやや上回る状況が続いており、一般会計への繰入も繰出も行っていません。

また、県債残高が多額となっていますが、これは国からの借入金であり、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき、国が所要額を確保し、県が貸付金の原資として借り受けているものです。剩余金の額が著しく多額になる場合及び本貸付制度を廃止する場合を除き、償還を求められるものではありません。

【対策】

今後とも、適切に制度を運用していくとともに、貸付金の償還がなされるよう、債権管理業務を行っていきます。

(3) その他の会計

その他の会計に分類されるのは6会計あり、各会計の名称と令和6年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

【特別会計の財政状況（令和6年度決算）】						(単位：百万円)
名称	歳入	歳出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備考
職員住宅特別会計	186	135	50	—	—	
自動車税証紙特別会計	890	890	—	—	—	
用地取得事業特別会計	1,272	1,272	—	876	2	
公債管理特別会計	119,430	119,430	—	—	81,585	
県営競輪事業特別会計	27,771	27,109	662	—	—	
国民健康保険特別会計	100,902	95,872	5,030	—	6,134	

実質収支の状況に照らして、現時点で特段の問題はありません。

なお、用地取得事業特別会計は、見かけ上では県債残高が多額に上っており、用地の先行取得に伴い県債残高が増加することがあります。公共事業等の実施にあわせて一般会計や国による買い戻しが行われる際に、県は、その収入をもって県債を返済することとなっており、現時点で特に問題となるものではありません。

りません。

また、一般会計からの繰入金が多額である公債管理特別会計は、一般会計又は他の特別会計からの繰入金を財源として県債の償還及び利子等の支払いを行うための特別会計であり、それ自体が問題を生じるものではありません。

(4) 特別会計に属する基金

いくつかの特別会計は基金を有しており、一般会計の基金と同様の検討を行いました。特別会計に属するすべての基金の名称と令和6年度末の残高等は次表のとおりです。

【特別会計に属する基金（6基金）一覧】

（単位：百万円）

名称	基金残高 (R6年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途
県債管理基金（公債管理特別会計分）	10,097	一般財源	県債償還のための財源
県営競輪施設整備基金	2,138	収益金	競輪場の施設整備に要する経費の財源
県営競輪事業運営基金	—	収益金	競輪事業の健全経営に要する経費の財源
県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	207	使用料	県営港湾施設財産の更新の財源
和歌山下津港環境整備等基金	19	使用料	和歌山下津港の環境整備等の財源
国民健康保険財政安定化基金	2,859	国庫支出金	国民健康保険の財政の安定化を図るための資金の貸付等の財源

これら6基金は、いずれも使途が限定されるものであるため、直ちに枯渇することはありません。一方で、基金の設置目的に照らして適正規模の残額を保有しておくことが必要です。

2 外郭団体等について

[ポイント] 県財政への影響が懸念される、多額の債務超過にある団体や県の保証債務・損失補償債務の残高が多額に上る団体の今後の対策について検討を行う。
対象となる団体は、次のとおり。

- 和歌山県土地開発公社
- 一般社団法人わかやま森林と緑の公社
- 和歌山県住宅供給公社

県では、これまで各種の外郭団体等を設立して、行政に属する諸活動を担わせてきました。本プランの策定にあたって、これら外郭団体等が県の一般会計の持続可能性を阻害することがないかの再確認を行いました。

外郭団体等の名称と令和6年度決算における主要な財政指標は次表のとおりです。

次表の外郭団体等のうち大半の団体は、前プラン策定時と同様、資産が負債を上回っており、そのような団体は、仮に事業継続が困難になり、直ちに清算したとしても、県財政に大きな影響を与えることはありません。

このうち、公益財団法人わかやま産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)と公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「県立医科大学」という。)については、県からの貸付金が多額になっています。

産業振興財団について、貸付金の大部分は産業振興財団が造成する「わかやま中小企業元気ファンド」及び「わかやま農商工連携ファンド」の原資となっています。

これらのファンドは産業振興財団において確実な方法で運用・管理されるとともに、その運用益のみを中小企業や農林漁業者の活性化に資する事業に活用し、かつ現在のところ順調に運営されているので、県からの貸付金が目減りするものではありません。

県立医科大学に対する貸付金については、附属病院の診療備品等の購入・更新に対するものであり、これらは診療報酬により計画的に県に返済される仕組みとなっています。現在、医薬材料費等の物価高騰や人件費上昇の影響などにより病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増していますが、医業収益の確保、経費抑制及び経営管理体制の強化などに努め、健全な病院運営の維持に取り組んでいます。

しかし、和歌山県土地開発公社と和歌山県住宅供給公社については、多額の債

務超過となっており、一般社団法人わかやま森林と緑の公社については、木材価格の低迷により保有資産が目減りしているおそれがあることから、これらの団体に対する県からの出資金や貸付金が返済されないことや、損失補償の履行が現実化することにより、県財政に影響が及ぶ可能性があります。

そこで、これらの団体については引き続き、以下のとおり対策を講じていきます。

また、これらの団体以外の団体についても、県の一般会計への影響が懸念される事態が見受けられる場合は速やかに対策を講じることとします。

【外郭団体等の財政状況（令和6年度決算）】

(単位：百万円)

名称	資産	負債	資本又は正味財産	出資額等	県からの補助金・交付金	県の貸付金残高	県の損失補償債務の残高
和歌山県土地開発公社	5,734	39,252	▲33,518	50	-	35,868	-
和歌山県住宅供給公社	315	524	▲209	5	-	292	-
(公財) 和歌山県国際交流協会	435	14	421	200	-	-	-
(一社) 和歌山県私学振興基金協会	366	137	229	132	-	-	-
(公財) 和歌山県人権啓発センター	71	32	39	30	63	-	-
(公社) 和歌山県青少年育成協会	369	24	345	157	32	-	-
(公財) 和歌山県救急医療情報センター	52	40	11	5	-	-	-
(公財) わかやま移植医療推進協会	59	2	58	26	-	-	-
(公財) 和歌山県民総合健診センター	601	158	443	9	9	-	-
(公財) わかやま産業振興財団	11,695	10,799	896	5	385	8,300	-
(一財) 和歌山県勤労福祉協会	25	20	5	3	-	-	-
(公財) 和歌山県農業公社	228	81	147	1	75	31	22
(公社) 畜産協会わかやま	140	89	50	15	18	-	-
(一社) わかやま森林と緑の公社	15,981	15,917	64	10	45	11,379	2,190
(公財) 和歌山県栽培漁業協会	1,354	43	1,311	931	-	-	-
(公財) 和歌山県下水道公社	329	285	44	13	-	-	-
(公財) 和歌山県文化財センター	202	188	14	10	5	-	-
(公財) 和歌山県水上安全協会	329	2	328	301	-	-	-
(公財) 和歌山県暴力追放県民センター	805	6	799	709	-	-	-
(公社) 和歌山県観光連盟	79	51	28	-	121	-	-
(公社) 和歌山県スポーツ協会	273	17	256	-	174	-	-
公立大学法人和歌山県立医科大学	80,412	19,687	60,724	59,297	6,047	8,047	-

※ ここで、外郭団体等とは、出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱第2条で定める「出資等法人」（県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める法人）及び公立大学法人和歌山県立医科大学をいう。

(1) 和歌山県土地開発公社

【現状】

和歌山県土地開発公社は、道路など公有地として必要な土地の取得や、住宅用地などの造成事業の実施を目的として設立されました。昭和 61 年以降、関西国際空港の埋立用土砂採取事業を和歌山市の加太地区で行い、跡地を「コスモパーク加太」として複合機能都市の整備を計画しましたが、バブル経済崩壊など社会情勢の影響により整備が進まず、平成 15 年、当該事業に係る金融機関からの借入金約 438 億円の返済期限が到来しました。このため、公社が特定調停の申立てを行い、和歌山地方裁判所から「調停に代わる決定（※）」が行われました。

その後公社は当該決定に基づき、計画的に借入金の償還を行ってきましたが、コスモパーク加太の公社保有地の一部に対する県の事業用借地権設定契約終了（令和 6 年 1 月 31 日まで）において、公社借入金に係る利払いが公社経営を圧迫し、利払いができなくなった時点で公社は経営破綻し、県主導による「コスモパーク加太の秩序ある整備」が実施できなくなるおそれがあったことから、県は令和 6 年 4 月 1 日付で公社借入金に係る県債務保証相当額の代位弁済を行いました。

※調停に代わる決定

公社の金融機関からの借入金約 438 億円を平成 16 年 9 月 30 日から令和 15 年 3 月 31 日にかけて長期的に弁済するスキーム。令和 6 年 1 月 31 日まではコスモパーク加太の公社保有地の一部を県が賃借し、公社は県からの賃料を原資として 20 年間で約 65 億円（令和 5 年 10 月 31 日完済）を金融機関に返済する。残る 373 億円（令和 7 年 3 月 31 日現在残高約 261 億円）は、令和 6 年 2 月 1 日以降、土地の売却収入により返済することとされており、県はこのうち 265 億円（平成 18 年 10 月に一部繰上償還を行い、令和 6 年 4 月に残りの債務保証相当額を県が代位弁済済）を債務保証していた。

【対策】

今後は、売却可能なコスモパーク加太の公社保有地を早期に売却し、金融機関債務の整理を進め、債務整理の目途が立った時点で、公社の解散に向けて検討を進めていきます。

(2) 一般社団法人わかやま森林と緑の公社

【現状】

一般社団法人わかやま森林と緑の公社は、所有者から土地を借り、造林をして成長した木材を売却し、その利益を所有者と分けあう分収林事業を主に運営しています。その経費については、日本政策金融公庫から借入れを行い、木材

売却益を償還財源とする予定としていましたが、長年の木材価格の低迷により借入額に見合う売却益が望めなくなっています。

一方、国策に沿って借りた日本政策金融公庫からの借入金の返済を求められており、これについて県から支援を行っています。

【対策】

今後も、令和5年3月に策定した分収林経営改善計画に基づき公社への指導を継続します。

当面は、ゾーニングに基づく施策の重点化による路網整備や利用間伐の一層の推進により収益の確保を図るとともに、分収割合の見直しやJ-クレジット制度への積極的な取組を進め、将来的に伐採木の売却益による借入金の返済を目指します。

また、国に対しては、公社が抱える累積債務や県財政への支援等について、引き続き強く要請します。

(3) 和歌山県住宅供給公社

【現状】

和歌山県住宅供給公社は、県民に低廉な分譲宅地を提供することを目的として設立された団体ですが、地価下落の影響による簿価切り下げ等の結果、債務超過の状態が継続しており、令和6年度決算においても依然として約2億円の債務超過となっています。

現在は、公営住宅管理が主要業務であり、県営住宅の管理の担当区域を海草、那賀、伊都及び有田地域まで拡大するとともに、和歌山市営住宅の指定管理者としてその管理を受託し、収益確保に努めています。

【対策】

今後も引き続き、公営住宅において入居者の募集・決定業務等を事業主体に代わって行う管理代行が可能な公社の強みを発揮し、県営住宅の管理代行のほか和歌山市営住宅の受託を継続するなどの対策により、県からの借入金を着実に返済し、経営健全化に向けた取組を行うよう公社を指導していきます。

(4) その他の県が出資・出捐を行っている団体

上記の外郭団体に当たらない県から出資・出捐を行っている団体については、財政的関与が多額に上るわけではなく、直ちに県財政に大きな影響を与えるものではありませんが、引き続き、行財政運営を阻害しないよう継続的に見直しを行っていきます。